相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所横浜市南区弘明寺町字前田一九七番地清風荘二Ｆ
被相続人　亡　李　八文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビル四〇三Ｂ
相続財産管理人　弁護士　関戸　淳平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区向原一丁目一〇番、最後の住所神奈川県相模原市中央区田名七〇七三番地四　上溝マンション四―三〇三
被相続人　亡　岩田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号　サガミ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内野　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市彦三町一丁目三八六番地、最後の住所石川県金沢市粟崎町四丁目八〇番地二（スプリングライフ金沢・一一〇三号）
被相続人　亡　塚本江美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
石川県金沢市横山町五番四号柿木司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　塩谷　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市南新保町チ九九番地、最後の住所石川県金沢市増泉四丁目四番二八号（いずみ園）
被相続人　亡　橋本　吉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
石川県金沢市大手町一五番一五号金沢第二ビル四〇一号室　長井竜也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長井　竜也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区美章園三丁目六二番地、最後の住所大阪市旭区高殿五丁目一二番一―五〇八号　被相続人　亡　三宅利喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市那賀川町赤池四一三番地、最後の住所大阪市天王寺区逢阪一丁目一番三―四〇六号　被相続人　亡　福田　貴志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市吉井三六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井上　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
兵庫県豊岡市寿町二―二〇　寿センタービル二〇七号　すがむら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市淞北台六番、最後の住所島根県松江市淞北台六番三号
被相続人　亡　遠藤　博文

平成二十九年九月十五日
石川県金沢市大手町一五番一五号金沢第二ビル四〇一号室　長井竜也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長井　竜也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区美章園三丁目六二番地、最後の住所大阪市旭区高殿五丁目一二番一―五〇八号　被相続人　亡　三宅利喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市那賀川町赤池四一三番地、最後の住所大阪市天王寺区逢阪一丁目一番三―四〇六号　被相続人　亡　福田　貴志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市吉井三六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井上　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
兵庫県豊岡市寿町二―二〇　寿センタービル二〇七号　すがむら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市淞北台六番、最後の住所島根県松江市淞北台六番三号
被相続人　亡　遠藤　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
島根県松江市母衣町一九六　二階　たおだ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　峠田　晃宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市忠海長浜一丁目三一二一番地一、最後の住所広島県竹原市忠海長浜一丁目一三番一九号　被相続人　亡　行川　年一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
事務所広島県呉市中央一丁目四番二四号リベラビル五Ｂ弁護士法人Ｈ＆Ｃ呉駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　謙治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区宇品御幸一丁目一〇三番地三、最後の住所広島市南区宇品御幸一丁目二番一二号　被相続人　亡　木原　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
事務所広島市中区上幟町二番四七号
相続財産管理人　司法書士　金崎　文昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区童子丸二丁目一三番地、最後の住所北九州市若松区童子丸二丁目九番一―三〇三号　被相続人　亡　花田　数友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日
北九州市若松区浜町二丁目二番四号
相続財産管理人　司法書士　吉田　信也

第72期決算公告

平成29年9月15日　東京都板橋区大山東町9番9号
菊池食品工業株式会社
代表取締役　菊池　幸

貸借対照表の要旨　（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,067,732	流動負債	962,311
固定資産	1,515,856	固定負債	1,092,449
繰延資産	2,772	負債合計	2,054,761
		株主資本	1,531,600
		資本金	52,000
		資本剰余金	12,030
		資本準備金	12,030
		利益剰余金	1,492,509
		利益準備金	4,670
		その他利益剰余金	1,487,839
		（うち当期純利益）	(71,710)
		自己株式	△24,940
		純資産合計	1,531,600
資産合計	3,586,361	負債・純資産合計	3,586,361

第69期決算公告

平成29年6月30日　東京都豊島区西池袋5丁目13番13号
東都自動車株式会社
代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	(18,810)	（負債の部）	(5,372)
流動資産	4,099	流動負債	480
固定資産	14,711	固定負債	4,892
有形固定資産	6,554	（純資産の部）	(13,438)
無形固定資産	1	株主資本	13,317
投資その他の資産	8,156	資本金	92
		資本剰余金	860
		利益剰余金	12,365
		（うち当期純利益）	(81)
		評価・換算差額等	121
		その他有価証券評価差額金	121
資産の部合計	18,810	負債・純資産の部合計	18,810